

必携

公認サークル幹部の 心得

2017

公認サークル幹部の皆さんがサークル運営する上で、最低限行うべき事項や守らなければいけないルールを説明します。

早稲田大学 学生部

2017年4月

WASEDA UNIVERSITY 2017

目 次

公認サークルとは	1
サークル公認資格について	1
サークル幹部の心得について	1
1. サークル幹部の要件について	2
2. サークル幹部の責任について	2
3. サークル活動を行う上でのルールについて	3
4. 喫煙・飲酒・違法薬物について	9
5. ウェブサイトの作成やSNSの利用について	16
6. サークルの規則違反行為について	16
7. これまでの事件・事故について	20
8. その他サークルに関する事項について	20
緊急連絡先	22

公認サークルとは

「学生の会」「地方学生の会」「同好会」「学外NPO等に所属するサークル」および「学術院承認サークル」の総称を「公認サークル」としています。上記にあてはまらない団体が「公認」という名称を使用することはできません。

サークル公認資格について

公認サークルとして活動を行うためには、サークル設立の申請をすることが必要となります。サークルは、まず「同好会」からスタートし、一定の年数が経過後に申請が認められれば「学生の会」となります（「地方学生の会」、「学外NPO等に所属するサークル」や「学術院承認サークル」は、「学生の会」にはなれません）。

サークル活動をサポートするために、早稲田大学では以下の①～⑤のような便宜供与を行っています。詳細については、学生部ウェブサイト (<http://www.waseda.jp/student/>) を参照してください。

- ①学生会館や早稲田小劇場どらま館等の利用
- ②教室および施設の利用
- ③新歓活動などでの場所等の利用
- ④課外活動補助金の給付
- ⑤大学行事への参加

また、公認サークルとなった場合にも、毎年3月末から4月初旬にかけて、公認サークルの更新手続きをする必要があります。更新手続きを怠ると、公認が取り消しとなります。

サークル幹部の心得について

公認サークルには、「学生の会」、「地方学生の会」、「学外NPO等に所属するサークル」、「同好会」、および「学術院承認サークル」があります。

それぞれのサークルが責任をもって活動できるよう、幹事長、副幹事長、会計をそれぞれ1名ずつ置いてください。幹部の皆さんが中心となりサークル活動が円滑に行えるように、早稲田大学でのサークル活動に関する概要を説明します。

1. サークル幹部の要件について

年度ごとのサークル登録において、三役（幹事長、副幹事長、会計）の3名を以下の要件に合うように選出してください。

- (1) 早稲田大学の学生であること
- (2) サークル内で三役の兼任は不可
- (3) 他サークル三役との兼任は不可
- (4) 三役のうち1名以上は必ず3年生以下であること

2. サークル幹部の責任について

サークル幹部は、サークルの代表として所属する学生の活動を統率する立場にあります。サークル活動が円滑に行われるように、メンバーへの指導責任を全うしてください。

サークル活動は、早稲田大学に在籍する学生の活力の源泉となっており、早慶野球戦や早明ラグビー戦の応援、本庄—早稲田100キロハイク、早稲田祭などのイベント実現に結びついています。

活動に際して、事故の発生や危険性を予測できる場合は、すみやかにそれを防止するための適切な処置をとる必要があります。万一事故あるいは事件に遭遇した場合は、すみやかにサークル会長や学生部学生生活課と連携をとり、迅速に問題を解決してください。

なお、近年早大生による公園、宿泊施設、公共機関、繁華街や公道でのマナー違反について、大学に度々苦情が寄せられています。重篤な違反の場合サークルを処分せざるを得ません。また、サークル員に対し、未成年飲酒、イッキ飲み強要や飲酒運転、違法薬物・危険ドラッグの使用・所持など、法律に違反する行為を絶対に行わないように、指導してください。

3. サークル活動を行う上でのルールについて

※最新版は学生部ウェブサイトに掲載します。

〔URL〕 <http://www.waseda.jp/student/gakusei/circle/contents.html>

① 合宿などのサークル活動

各サークルが合宿などのサークル活動を行う際は、学生部学生生活課に「合宿・遠征届」「イベント実施報告書」「活動報告書」などの報告書を提出してください。サークル活動は学生の責任において行うことが原則ですが、合宿などのサークル活動中の事故に備え、活動開始日の7日前までに必ず「合宿・遠征届」を提出してください。「合宿・遠征届」の提出が無い場合は、早稲田大学の学生が教育研究活動中に不慮の事故により負傷、後遺障害、あるいは死亡といった災害を被った場合に、治療費等の経済的負担を軽減することを目的として設立した早稲田大学学生補償制度（傷害補償）〔略称：学傷補〕も適用されませんので、以下の①～⑥の点に十分留意してください。

※学傷補の詳細は、以下のURLを参照のこと。

〔URL〕 <http://www.waseda.jp/student/hoken/gakushouho/>

- ① 合宿などのサークル活動においては事前に会長の承認を得るとともに、活動開始日の7日前までに「合宿・遠征届」を学生部学生生活課に必ず提出すること。事前に提出することによって、事故が生じた場合、早稲田大学の学生には活動内容や傷害の状況に応じて補償金（学傷補）が給付される場合がありますが、これが提出されていない場合には、補償金は一切給付されません。
- ② 学傷補の適用範囲には限りがあるため、各サークルの活動に応じて、活動に関連する民間の任意の保険にできるかぎり加入すること。
- ③ 合宿などのサークル活動に他大学の学生が参加する場合には、他大学の学生個人の責任において民間の任意の保険に加入すること（学傷補の適用は早稲田大学の学生のみ）。
- ④ サークル活動に関しては、保護者の了解を得るよう指導すること。なお、保険適用とされない活動を行う場合には、参加者から必ずその旨の同意書を取得し、保護者の同意を得るようにすること。

- ⑤ 未成年者の飲酒、イッキ飲みの強要、飲酒運転は絶対にしないこと。「飲酒に関する注意事項」をCourse N@vi上にて配信しているので、必ず視聴すること。
- ⑥ 違法薬物・危険ドラッグの所持・使用も明確な法律違反・犯罪であることを認識し、絶対に関与しないこと。「違法ドラッグ使用防止講習」をCourse N@vi上に配信しているので、必ず視聴すること。

2 キャンパス内でのサークル活動

キャンパス内でサークル活動を行う場合には、良好な教育環境を維持するため、以下の事項を守るようにしてください。なお、この事項は早稲田キャンパスおよび戸山キャンパスにおけるルールです。その他キャンパスについては、各キャンパスの事務所に問い合わせてください。

(1) キャンパス利用

- ① 入試業務に関わる期間など大学が定める日は、立ち入らないこと
- ② 夜間（22:30～翌朝8:00）は、立ち入らないこと
- ③ 拡声器の使用は、早稲田キャンパスでのみ、授業実施期間の12:10～13:00（試験期間および大学が定める日時は除く）に限る。その際は、周囲に配慮し、大音量での使用は慎むこと
- ④ 公序良俗に反しないこと
- ⑤ 火気は使用しないこと
- ⑥ 物品の販売およびこれと同視すべき行為（募金など）はしないこと

(2) サークルが大学内外で集会を行う場合は、その内容に応じて、それぞれ所定の手続きを経た上で開催してください。会場使用上の手続きに関する詳細は、大隈講堂・教室利用などの案内で確認してください。

3 立看板の設置、掲示物ならびにビラなどの配布について

キャンパス内で、立看板の設置、ビラなどを配布・掲示する際は、必ず責任者またはそれに準ずる早稲田大学の学生が居合わせることとし、学外者のみが設置、掲示ならびに配布をすることは認められません。

また、以下の事項も厳守してください。これに違反する場合は、事前の通知なく撤去することがあります。また、違反した団体による立看板の設置、掲示物ならびにビラなどの配布を以後認めないことがあります。

- ① 立看板、掲示物、ビラなど配布物に責任の所在を明記
 - ・ 公認サークルの場合：サークル名を明記すること
 - ・ 公認サークル以外のサークルの場合：原則としてサークル名および責任

者である早稲田大学の学生の所属箇所、学年、氏名、連絡先を明記すること

②営利目的、虚偽の宣伝、名義貸し、他者のプライバシーの侵害、特定の個人もしくは団体等への誹謗中傷または名誉毀損にあたる内容を掲載しないこと

③その他、公序良俗に反した内容を掲載しないこと

※キャンパス内での立看板や掲示物等の掲示方法についてはキャンパスごとに運用ルールが異なります。詳細は以下のルールを熟読し、確認してください。

～早稲田・戸山キャンパス～

○ 立看板について

キャンパス内に立看板を設置する場合には、次の事項を厳守してください。
なお、早稲田大学は、大学の行事にあわせて原則として年4回、立看板を撤去します。

①大きさはベニヤ板（180cm×90cm）2枚分まで

②通行人がけがをする恐れがあるため、突起物のある看板の設置をしないこと

③立看板を設置する際は、通行の妨害および人身に危険の及ばない場所を選び、植物などを傷めないように注意すること。なお、大学のシンボルである大隈銅像周辺や正門付近など、早稲田大学が指定する場所での設置をしないこと

④場所取りのためにフェンスにガムテープまたはそれに類するものを貼らないこと

⑤設置の際は、突風による倒壊などの危険を防止するため四隅を固定すること。倒れる危険性のある物は、撤去する場合があります。

⑥イベントなどの宣伝のための看板は、それらが終了した後、速やかに撤去すること

⑦多くの学生・サークルが設置できるよう同一内容の立看板の設置は、原則1キャンパス内で2箇所以内とする。文面などが違っていても、同一内容であると判断され得る場合にもこれに該当する

⑧告知内容の期間が過ぎたものは自ら撤去すること

○ 掲示物について

キャンパス内にビラなどを掲示する場合は、次の事項を厳守してください。

①掲示物の大きさは、最大A2サイズまで

- ② 掲示物の枚数など：1 掲示板につき 1 サークルあたり 1 枠まで
- ③ 掲示板以外の場所（壁やフェンスなど）への掲示はしないこと
- ④ 掲示物を固定する際には、画鋸を使用すること。ホッチキス、ガムテープの類は掲示板を損傷するので使用しないこと。また、他の掲示物の上に重ねて貼らないこと
- ⑤ イベントなどの宣伝のための掲示物は、それらが終了した後、速やかに撤去すること
- ⑥ 早稲田大学は、月に 1 回（原則として毎月第 4 回目の月曜日の午前中）、全ての掲示物を撤去する

○ ビラ等の配布について

キャンパス内でビラ等を配布する場合は、次の事項を厳守してください。

- ① 業者（アルバイト学生も含む）による宣伝など営利目的のビラなどの配布をしないこと
- ② ビラなどの配布は手渡しに限り、受け取る意思のない人への強要は行わないこと
- ③ 授業や行事の妨げとなるため、建物内（ただし学生会館は除く）でビラなどの配布や机の上にビラなどを置かないこと

～西早稲田キャンパス～

○ 立看板について

西早稲田キャンパス内での学生サークルなどの立看板設置は原則として認めません。ただし、正当な理由であると判断された場合は設置を許可する場合がありますので、理工学術院統合事務所総務課に問い合わせること。

○ 掲示物について

掲示板を使用する際は、次のルールに従うこと。ルールに反する場合には撤去します。

- ① 理工学術院統合事務所に申し出て承認を受けること
- ② 掲示の期限を明示すること
- ③ 掲示用紙は、原則として、A4 サイズ 1 枚とする
- ④ 期限を過ぎたものは自ら撤去すること

○ ビラ等の配布について

キャンパス内でビラ等の配布は、認められません。

～所沢キャンパス～

○ 掲示物の承認・期限・禁止事項

- ① 掲示物は、所沢総合事務センターの承認を必要とする
- ② 掲示期間は、原則として最長2ヵ月とする
- ③ 掲示内容が、虚偽の宣伝、営利を目的とした広告、他者のプライバシーの侵害や名誉毀損にあたるものは許可しない
- ④ 立看板類の掲出は、禁止とする
- ⑤ ビラ配布、教室・食堂・廊下の机上等へのビラ置き、ビラまきの禁止（教室や食堂の机上へのビラまきは、運営上支障があるため禁止）

○ 掲示物の大きさ・枚数・記載事項

- ① 掲示物の大きさは、最大A2サイズまでとする
- ② 掲示許可枚数は、A2サイズは合計3枚まで、A3以下のサイズは合計5枚までとする。また、1 掲示板につき、1 団体あたり1 枚までとする
- ③ 掲示物は、公認サークルのみ可とし、サークル名、責任者名を記載すること

○ 掲示の場所・方法

- ① 掲示は、掲示板等指定された場所に限定する
- ② 掲示は、画鋲を使用すること（容易に撤去できるものを使用し、ホッチキス・接着テープ（セロテープ、ガムテープ）類等撤去する際に掲示板等を傷めるおそれのあるものは禁止）

○ 掲示物の撤去・ペナルティ

- ① ホッチキス・粘着テープ等を使用した場合には、撤去する
- ② 掲示期限が過ぎた掲示物、不要になった掲示物は、掲示責任者自身が撤去する
- ③ 期限終了後も長期間放置されている掲示物等は、サークル名を記録の上、撤去する
- ④ 指定以外の場所（特に建物の壁面・出入口、窓ガラス）に掲示した場合には、撤去する
- ⑤ 規則に反した掲示物は、予告なく撤去する。違反があった、当該サークルは、以後、掲示ならびにビラの配布を許可しないなど、ペナルティーを科す場合がある

○ 新歓期間における掲示等について

- ① 所沢総合事務センターの承認を省くことができる

②次の場所に掲示物を貼ることは禁止する

- ・大学専用の連絡用掲示板
- ・教室
- ・図書館
- ・所沢総合事務センター前ホール
- ・食堂
- ・トイレ
- ・ガラス扉
- ・ガラス窓
- ・階段
- ・防火扉
- ・手すり
- ・渡り階段
- ・天井
- ・屋外

③掲示を貼る際は、メンディングテープ（掲示板等を傷める恐れのないもの）のみを使用すること

④立看板は禁止

⑤その他詳細は、実施日近くに掲示等で告知する

○ 所沢キャンパス祭における掲示等について

①所沢総合事務センターの承認を省くことができる

②掲示場所は、学生用掲示板のみとする

③掲示期間は、原則として実施日の1ヶ月前から所沢キャンパス祭終了時までとする

④立看板は、所沢キャンパス祭実行委員会が開催についての広報用に製作する3枚以内のみ設置可能とする

⑤その他詳細は、実施日近くに掲示等で告知する

○ キャンパス内の施設利用・撮影について

①キャンパス内の施設を利用する場合は、事前に大学の承認を得ること

②キャンパス内での撮影を希望する場合は、希望日の一週間前までに、大学に申し出ること

4 サークル新歓期間

毎年、入学式前後にサークル新歓期間を定め、早稲田キャンパス内を場所割りし、サークル・体育各部に机・椅子を貸し出して、新入会員の募集を認めています。

※西早稲田・所沢キャンパスではルールが異なります。別途ウェブサイト等でご確認ください。

◎サークル新歓期間：2017年度は、4月1日(土)～4月5日(水)

■他大学の構内における新歓活動

各大学のルールに従ってください。例えば、学習院女子大学では、早稲田大学の学生に新歓活動を一切禁止しており、日本女子大学では、日本女子大学の学生課にサークル登録することを条件に、新歓活動が認められています。

■高田馬場駅前BIGBOX前および駅前ロータリーでの集合禁止

高田馬場駅利用者や近隣住民の通行を著しく妨げるため、高田馬場駅前ロータリーやBIGBOX前での新歓コンパ等の集合を禁止しています。やむを得ず集合する場合は、大学構内で集合してください。

4. 喫煙・飲酒・違法薬物・危険ドラッグについて

(1) 分煙キャンパス

各キャンパスでは、分煙化を行っており、指定場所以外は禁煙です。しかし、喫煙所付近での吸い殻のポイ捨てや指定場所以外での喫煙が後を絶ちません。特に11号館裏では、目前に喫煙場所があるにもかかわらず、喫煙場所以外での喫煙が行われています。喫煙マナーを守ってください。

(2) 飲酒

キャンパス内では、原則飲酒禁止です。また、過度の飲酒が引き起こす様々な事故は、学生としての処分にとどまらず、大きな社会的制裁を受けることにつながります。アルコールは体質や体調、摂取量によっては命を失う要因となります。実際に、本学でもグループで飲酒中の死亡事故が発生しています。また、他人にアルコールを強要することは、アルコールによるハラスメントとしてみなされます。無理な飲酒やイッキ飲み強要、未成年の飲酒、飲酒運転などは、絶対に行ってはいけません。

※事故の補償について

早稲田大学では、大学が認める教育研究活動中に学生が万が一の事故に遭い、ケガをしてしまった際の補償として「早稲田大学学生補償制度(傷害補償)」を設けていますが、飲酒が原因と認められた事故は、一切補償の対象とはなりません。

【未成年飲酒防止に関するお願い】

近年、未成年飲酒に関連したトラブルが多発しています。

サークルの懇親会においては、

「未成年と成年を完全に分けて配置し、席替え等で混在するようなことがないようにする。」

あるいは、
「サークルの懇親会はソフトドリンクのみで行う。」
このようにこころがけてください。
ご協力をお願いします。

未成年の飲酒はなぜ禁じられているのか？

未成年者は臓器や脳、神経を含めた身体機能の成長が発達途上であり、そのため、身体が未完成の状態での飲酒をはじめると臓器や脳、神経そのものに悪影響を及ぼしてしまいます。

また、未成年者の場合、肝臓の中にアルコール代謝に必要な酵素が足りません。酵素は体の中でさまざまな物質が結合したり、分解したりするときにその触媒として作用する物質です。酵素が少ないとエチルアルコールの代謝効率が悪いいため、急激に血中アルコール濃度が高まり、急性アルコール中毒に陥るリスクが高いのです。

脳にも悪影響があります。脳が発達中にアルコールが入ることで脳の神経細胞膜にある物質が変化して、発育・分化が阻害されます。つまり脳の成長を阻害することになるのです。脳が再び成長することはなく未発達のままになる危険性もあるのです。

イッキ！ イッキ！ で一気に「生死の境へ」。しない、させない「イッキ飲み」

イッキ！ イッキ！ とはやし立て、大量の酒を短時間で飲むとなぜ危険なのでしょう？

ゆっくり飲酒をすれば酔いがまわる感覚を自分でつかむことができますが、イッキ飲みをすると「これ以上飲むと危険だ」という信号を発する機会がないままに、ほろ酔いやいい気分を飛び越えて一気に脳がマヒしてしまうのです。しかも、酔いのピークは時間をずらしてやってきます。そのため飲み干した後に、まだ大丈夫だと思って飲み続けてしまい、酔いのピークが来たときには「昏睡期」となり生死の境をさまようことになるのです。

「イッキ飲み」の強要は、アルコールによるハラスメントとして罰せられることを忘れないでください。

アルコール血中濃度と酔いの状態

	爽快期	ほろ酔い期
血中濃度	0.02~0.04	0.05~0.10
酒量 (目安)	ビール大びん (~1本) 日本酒 (1合) ウイスキーシングル (~2杯)	ビール大びん (1~2本) 日本酒 (1~2合) ウイスキーシングル (3杯)
酔いの 状態	さわやかな気分になる 皮膚が赤くなる 陽気になる 判断力が少しにぶる	ほろ酔い気分になる 手の動きが活発になる 抑制がとれる (理性が失われる) 体温が上がる 脈が速くなる
	酩酊初期	酩酊期
血中濃度	0.11~0.15	0.16~0.30
酒量 (目安)	ビール大びん (3本) 日本酒 (3合) ウイスキーダブル (3杯)	ビール大びん (4~6本) 日本酒 (4~6合) ウイスキーダブル (5杯)
酔いの 状態	気が大きくなる 大声でがなりたてる おこりっぽくなる 立てばふらつく	千鳥足になる 何度も同じことをしゃべる 呼吸が速くなる 吐き気・おう吐がおこる
	泥酔期	昏睡期
血中濃度	0.31~0.40	0.41~0.50
酒量 (目安)	ビール大びん (7~10本) 日本酒 (7合~1升) ウイスキーボトル (1本)	ビール大びん (10本以上) 日本酒 (1升以上) ウイスキーボトル (1本以上)
酔いの 状態	まともに立てない 意識がはっきりしない 言語がめちゃくちゃになる	ゆり動かしても起きない 大小便はたれ流しになる 呼吸はゆっくりと深い 死亡

(出典：社団法人アルコール健康医学協会)

知ってるつもり？ 飲酒の常識・非常識

Q：イッキ飲みをしても吐けば、泥酔せず長時間飲むことができる？

A：我々が飲んだアルコールは、胃および小腸上部で吸収されます。胃での吸収に比べて小腸での吸収は速いです。食べ物と一緒に酒を飲んだ場合、胃にアルコールが長く留まるために、血中濃度の上昇は緩やかですが、イッキ飲みをすると、酒は小腸にすぐに到達して、急速なアルコールの吸収が始まります。飲んだ量にもよりますが、飲酒後30分もしないうちに、アルコール血中濃度はピークに達してしまいます。多分、皆さんが思っているよりアルコールの吸収は速いので、十分に注意する必要があります。

! 答えは× 吐いてもアルコールは急速に体内で吸収されます。「吐けば大丈夫」という考え方は、大変危険です！

Q：酒に強い体質であれば、いくら飲んでも急性アルコール中毒にはならない？

A：酒に強い体質ということ、まず、酒の分解が速い人を思い浮かべますが、実際にアルコールの分解速度は個人差が大きく、人によって3倍以上の開きがあります。一般に、男性は女性より、成人は未成年者より、体格の大きい人は小さい人より、飲酒後に顔が赤くならない人はなる人より、アルコールの分解が速いことが知られています。アルコール分解のどんなに早い人でも、1時間に分解できるアルコール量はビールコップに1.5杯（300mL）程度です。単純に考えても、ビール3L飲めば、その分解に10時間はかかります（実際にはもっと）。したがって、どのような人でも、大量に酒を飲めば、急性アルコール中毒になるのです。

「酒に強い・弱い」を決めているのは、むしろ脳のアルコールに対する感受性の違いによるところが大きいのです。これは、生まれつきの体質とその人の飲酒歴が関係しており、酒の分解速度とは別の要因です。飲酒後に顔が赤くならない人でも酒に弱い人もいれば、赤くなっても、結構いつまでもしっかりしている人がいるのはこのためです。また、初めは酒に弱くても、飲み続けていくうちに強くなっていくと感じるのは、脳がアルコールに慣れ、より鈍感になっていくためと考えられています。このように酒に強い人は、弱い人より余計に飲む傾向があります。その意味で、酒に強いがゆえに、むしろ急性アルコール中毒を引き起こしやすいといえるのです。

酒量が増えて血中アルコール度が高くなるとどうなるか。ビール3本以上の「酩酊初期」以上の酒量のアルコールを摂取してしまうと、気が大きくなるなど周囲の人にも迷惑を掛け、ビール10本以上飲酒して「昏睡期」にまで至ってしまうと揺すっても起きず、半数が1~2時間後に死亡すると考えられています（P11表参照）。

! 答えは× 酒に強いと過信して多量のアルコールを摂取することは、急性アルコール中毒死に至る危険行為です！

Q：予めウコンやドリンク剤を飲んでおくことは急性アルコール中毒や二日酔いの予防になる？

A：急性アルコール中毒や二日酔いの原因は酒の飲みすぎです。もし、ウコンやドリンク剤がアルコールの分解を早めてくれるなら、予防効果があることとなります。しかし、アルコールの分解は単純なものではなく、多くのステップが複雑に絡み合っています。ある種の物質で、特定の分解ステップを早めても、全体の分解過程に影響は少ないと考えられます。ウコンやドリンク剤が分解を早めていることを示す証拠はほとんどありません。

また、実は二日酔いのメカニズムは判明していません。二日酔いのメカニズムとして、急性の禁断症状説、低血糖説、ホルモンのアンバランス説、血中高アセトアルデヒド説、などさまざまです。薬物で二日酔い予防をするのが困難なことはこのような点からも理解できます。

! 答えは× 急性アルコール中毒や二日酔いの最大の予防は、たくさん飲まないことです。

Q：予め乳製品を摂取したり、カルアミルクなどのミルク系のカクテルであれば胃に粘膜ができて、泥酔しづらくなる？

A：乳製品を摂取していても、ミルク系のカクテルを飲んでも、アルコールの吸収にはほとんど影響しません。従って、泥酔しづらくなると考えるのは間違いです。

胃の内側の壁には、もともと粘膜があります。胃の中は強烈な酸性であり、このために食べたタンパク質などが分解されます。胃が自身を自己消化から守っているのは他ならぬこの粘膜です。しかし、多量に酒を飲むと、この粘膜が損傷されるため、胃の壁が傷つき、出血を起こしたり、潰瘍ができたりするのです。

! 答えは× 急性アルコール中毒や二日酔いの最大の予防は、たくさん飲まないことです。

Q：酒を水やウーロン茶と一緒に飲んでおけば、中和されて酔いづらい？

A：「中和されて酔いづらい」は、間違いです。しかし、濃い酒を水やウーロン茶で薄めて飲むことは重要です。当然のことですが、酔いの程度は飲んだ酒の量ではなく、飲んだアルコール量に依存しています。濃い酒を飲めば、摂取するアルコール量も多くなりがちとなり、また、同じアルコール量を飲んでも、濃い酒で飲んだ方が薄い酒として飲むより、吸収がより速くなることも知られていますし、濃い酒は胃の粘膜をより傷つけます。以上のような、理由から酒を水やウーロン茶で割って飲むことは推奨されます。



答えは△ 中和されることはないが、濃い酒はアルコール吸収が早くなるのでなるべく薄くする。

飲酒を伴うコンパ等での注意事項

- ・お酒の飲めない人への配慮が必要です。飲酒の強要は、アルコールによるハラスメントとして罰せられます。
- ・お酒を絡めて場を盛り上げるのは、結果として多量の飲酒に繋がり、ひいては急性アルコール中毒を招く危険性が大です。
- ・他大学生と合同で活動する場合は、そのメンバーにも飲酒のマナーを徹底することが必要です。
- ・「自分たちだけは大丈夫」という意識が突然の悲劇を引き起こしてしまいます。酔いつぶれた者がいても「何とかなる。だれかが面倒をみてるだろう」では済まされません。
- ・伝統的な飲み方や上下関係による圧力、暗黙のうちに「先輩の酒は断れない」という雰囲気は絶対に作ってはなりません。
- ・コンパ時には、飲酒の状況を客観的に目配せできる監視役が必要です。
- ・練習後や合宿時など、からだが疲れた状態で飲酒すると、普段よりも酔いが早くなります。無理のないスケジュールが必要です。また、飲酒後の運動、入浴は厳禁。酒を飲みながらの海水浴なども大変危険です。

酔い潰れた人が出たら ～緊急時の対処法～

急性アルコール中毒の代表的な症状

- ・大きないびきをかき続けて、ずっと寝ている。
- ・意識がない。ゆすっても、つねっても起きない。
- ・全身が冷え切っている。
- ・呼吸がおかしい。ゆっくりで途切れたり、浅くて早い。

- ・大量の血や食物を吐いている。
- ・失禁している。

上記のような症状が見られたら、生命の危機です！すぐに救急車を呼びましょう！

急性アルコール中毒者への対処法

- ・すぐに119番に連絡し、救急車を呼んでください（救急車が到着するまでは以下の対応をしてください）。
- ・酔いつぶれている人から目を離さないでください。
- ・吐いた物がのどにつまらないよう顔を横に向けて寝かすようにしてください。
- ・ベルトなど身体を締め付けているものは外してください。
- ・自分で吐けない場合は無理に吐かせないで吐いた物をよく拭き取ってください。
- ・ときどきバイタルサイン（息をしているか、脈があるか）を確認してください。
- ・体温が下がらないよう、毛布や上着などをかけてください。
- ・可能ならば水やお茶、スポーツドリンクなどの水分を補給してください。

(3) 危険ドラッグの使用禁止

早稲田大学では、大麻や危険ドラッグ等の違法薬物使用防止対策として、Course N@viにおける『違法ドラッグ使用防止講習』や、新入生・在学生向けのオリエンテーション、早稲田ウィークリーにて注意喚起しています。

なお、使用や所持が判明した場合、早稲田大学では厳罰をもって処分しています。

ご参考

- ◇ 違法薬物や危険ドラッグを勧める際の常套文句「疲れが取れる」「頭がスッキリする」「らくにダイエットができる」などの誘い文句はすべて誤った情報です。
- ◇ 昨今問題となっている危険ドラッグだけではなく、いかなる麻薬・覚せい剤などの違法薬物も、各種犯罪を誘発し、生涯にわたる脳や心身への危害は計り知れないものです。
- ◇ また、違法薬物を手にした時点で、厳しい社会的制裁を受け、人生を

棒に振ることになりかねません。

5. ウェブサイトの作成やSNSの利用について

ウェブサイトを作成したり SNS を利用することは、発信した情報が不特定多数の人に閲覧されるということを意味します。軽い気持ちでウェブサイトに掲載した情報や SNS でのやりとりが、世界中の人に閲覧され、多額な賠償責任を負う可能性もあります。掲載内容については、作成した個人またはサークルがその責任を負うことをしっかりと認識してください。

SNS を利用する場合でも社会的なルールや一般常識が重要です。加えて、相手が多数の場合、通常そこにはコミュニティのルールが存在しています。それが明文化されているか、不文律であるかは関係ありません。そのルールから外れてコミュニティに参加し続けることは不可能です。メーリングリストや掲示板など、さまざまなツールがありますが、いずれの場合でも無用な摩擦を起こさないで参加するには、そのコミュニティのルールをよく知ることが重要です。

また、サークルで作成したウェブサイトがウイルス感染し、そのサイトを閲覧した人のパソコンが次々とウイルス感染する被害が出たり、不正アクセスにより、特定の人しか閲覧できないサイトに記載した個人情報が流出するという被害が出ています。ウェブサイトの運用管理を徹底してください。

【注意事項】

- (1) 著作権を侵害しないこと
- (2) 他人を誹謗中傷しないこと
- (3) 個人情報の保護に注意すること
- (4) 運用管理を徹底すること

〔参考URL〕

早稲田大学 あなたと情報セキュリティ

<http://www.waseda.jp/wits/data/info-sec/>

6. サークルの規則違反行為について

サークルに所属している学生が、課外活動等に関する規程や学生会館規程などに反する行為や公序良俗に反する行為などをした場合、サークル全体の連帯責任として、サークルへペナルティを科す場合があります。

次ページにサークルの違反行為やペナルティの例を列挙します。

なお、最近サークル提出書類（サークル継続願、課外活動補助金申請書、イベント実施報告書など）の会長署名・捺印欄を偽造して提出するサークルがあります。会長の署名を偽造、捺印をした場合は、私文書偽造等罪に該当し、サークルの公認取消や補助金交付の停止・補助金の全額返還となります。必ず会長の自署・捺印を受けてから各種書類を提出してください。

【サークル規則違反例一覧】

	違反内容	ペナルティ内容
1	サークル登録書類の会長署名欄（会長による自署を要件としている）を、会長の承諾なく偽造した。	サークルの公認取消 ※私文書偽造等罪に該当するため
2	イベント実施報告書（課外活動補助金を申請する際の書類。領収証を添付して提出する）の会長署名欄（会長による自署を要件としている）を、会長の承諾なく偽造した。	該当年度の補助金交付の停止（既に補助金を交付したサークルについては大学口座へ全額返金させている） ※私文書偽造等罪および詐欺罪に該当するため
3	共通教室をベンチャー企業に又貸し、その企業が就職セミナー等を実施した。	1年間の便宜供与の停止 ※学外貸与の場合は通常有料。サークルを隠れ蓑にして教室を借りたこの企業に対しては、謝罪文を提出させた上、出入禁止とした。
4	虚偽のイベント内容で共通教室を予約し、また実施したイベント内容も公序良俗に大いに違反するものであった。	6か月間の便宜供与停止
5	サークル内で恒常的に飲酒の強要、またはそれに準ずる習慣があった。	6か月間の便宜供与停止 ※実態を把握するため、場合によってはサークル所属の学生と、順次事情確認の面談を実施する。
6	部室内でバーベキューを行い火災報知器を作動させたり、部室や会議室内で喫煙を頻繁に行った。また、ビラを掲示板一面に貼り付け掲示ルールに著しく逸脱した。	3か月間の部室使用を停止
7	単独部室から曜日指定部室に変更となったにもかかわらず単独部室を許可なく使用し続けた。（2006年の事例）	単独部室への復帰は、5年連続「単独部室使用申請書」を提出した後、認められる。通常であれば2007年から申請を受け付けるが、2008年からの受付とした。あわせて、掲示物剥がしのペナルティも科す。
8	演劇公演用練習室をダミーサークルを使って予約し利用した。	利用サークルとダミーサークルが同一であることを確認した後、ダミーサークルによる予約をさせないため、ダミーサークルの便宜供与を一年間停止。利用サークルについても、予約会への参加を制限する。

	違反内容	ペナルティ内容	
9	演劇公演用練習室での公演を有料で行った（学内施設での公演はすべて無料で行う旨の誓約書を提出しているにもかかわらず有料で公演を実施）。	看板撤去または掲示物剥がし	
10	演劇公演用練習室を学内他サークルに又貸した。		
11	学生会館内の備品を持ち出して学外で使用し、学生会館の閉館時間を無視して活動した。活動終了後、深夜まで戸山公園で大騒ぎし近隣住民に迷惑をかけた。		
12	ラウンジでガスコンロを使用して鍋パーティを行った。		
13	部室でガスコンロを使用して焼肉パーティを行った。		
14	部室で飲酒した。		
15	大隈銅像前で焚き火を行った。		
16	会議室、教室、ラウンジ等禁煙スペースで喫煙した。		
17	学生会館で飲食物を食べ散らかし放置した。		
18	学生会館施設の鍵を紛失した。		
19	オープンキャンパス中に大学の許可なく勝手にキャンパスツアーを実施した。		
20	ビラ等掲示物を著しくルールに逸脱して掲出した。		
21	学生会館施設の壁に穴をあけた（その他器物損壊行為を含む。但し悪質な場合のみ）。		施設修理代の弁償

7. これまでの事件・事故について

以下のような事件・事故が実際に起こっています。同じような事故が起こらないように参考にしてください。

- ・あるスポーツ系サークルが、夏季合宿中に、未成年者の学生が飲酒するのを見過ごし、その学生が骨折する事故があった。事故後、当該の保護者との間で解決までかなりの時間を要した。
- ・アウトドア系サークルのメンバーが活動中に、骨折し入院する。入院したことから、一定期間休学せざるをえず、その件をめぐる保護者との間で問題となった。
- ・サークルの合宿中にサークル員が事故に巻き込まれたが、「合宿・遠征届」が未提出で、サークル会長へも合宿の概要を説明していなかったため、サークル会長との連絡がスムーズになされず、学生生活課との連携にも支障をきたした。
- ・あるサークルが未成年の学生が飲酒をしているところをSNS上に投稿し、問題となった。

8. その他サークルに関する事項について

文化団体連合会

文化系の「学生の会」が加盟する連合体で、通称「文連」といいます。規程に定められている団体ですが、本部団体である「文連常任委員会」への施設貸与等の便宜供与は現在停止しています。

MEMO

緊急連絡先

学生生活上の様々なトラブルや事件・事故が生じた場合、学生部学生生活課に「**学生生活 110番**」を設けていますので、すみやかに連絡してください。連絡がつかない場合および夜間、祝祭日、一斉休業期間中（夏季・冬季）は各キャンパス警備室へ連絡してください。また、病人や怪我人が発生した場合には各キャンパス保健センターにもあわせて連絡してください。

■緊急連絡先

学生生活 110番(学生部学生生活課)

直通03-3202-0706 (内線72-3908)

キャンパス名	現地対応箇所	夜間対応連絡先 (警備室)	保健センター
早稲田 キャンパス	通用門 受付	03-3203-4300 71-2000 (内線)	03-5286-3984 71-3000 (内線)
戸山 キャンパス	正門 受付	03-3203-8701 72-2000 (内線)	03-3203-3519 72-3975 (内線)
西早稲田 キャンパス	正門 受付	03-3209-3221 73-2000 (内線)	03-5286-3021 73-2640 (内線)
所沢 キャンパス	正門 受付	04-2949-7519 76-2000 (内線)	04-2947-6706 76-3308 (内線)